

セント・トマス大学と比治山大学・比治山大学短期大学部との 学術研究協力に関する協定覚書

フィリピン共和国 セント・トマス大学（以下、UST）と比治山大学・比治山大学短期大学部（以下、比治山）は、教育及び研究協力という共通の利益にかんがみて、親交・学術・研究の連携強化を目指し、本協定覚書を定める。

第1条 目的

本協定覚書の目的は、対等かつ相互的に、教育上の協力を制定・発展させると共に、両大学の活発な関係と相互理解を促進することである。

第2条 事業の範囲

両大学は、教育上の協力を促進・発展させるために、次の方法を実施する。

- (1) 教員及び職員の交流
- (2) 学生の交流
- (3) 研究協力及び成果の発表
- (4) 学術資料、出版物および他の科学的情報の交換
- (5) 両大学の合意に基づく、ベンチマーキング、文化ツアー、イマージョンプログラム及びその他の教育活動

第3条 実施要項

事業範囲の詳細は実施要項に定める。実施要項を本協定覚書の一部とする。

なお、実施要項に定める事項は以下のとおりとする。

- (1) 合意した事業に関わる各機関の義務と責任に関すること
- (2) 実施計画、実施日時及び期間に関すること
- (3) 予算及び財務資源に関すること
- (4) その他、事業の効率的なマネジメントのために必要なこと

第4条 知的財産権及び公表

UST と比治山は、本協定覚書に基づいた研究協力の結果として得られた発見・発明・製品に関わる全データ・研究成果・特許権・著作権・その他の知的財産権を共有する。

- (1) 両当事者は、研究成果の利用及び公表に当たり承諾書を提出しなければならない。
- (2) 知的財産権及び公表に関する規則の詳細は各事業の実施要項に定める。

第5条 財務上の規定

両大学は、事業のための全ての特別な準備及び計画について交渉しなければならない、また

それらは事業基金が利用できるかどうかによるという点において合意する。

両大学は、本協定覚書に基づいて行われる連携プロジェクト及び事業のために国内あるいは国際的な組織から財政的支援を受ける努力をすることに合意する。

第6条 意見の相違の解決

本協定覚書に関する理解や解釈にずれが生じた場合、相互の協議や交渉を友好的に行い解決する。

第7条 修正、継続、終了

本協定覚書の修正は、両当事者の相互同意による文書によってのみ可能である。本協定覚書の期限については以下の通りである。

- (1) 署名の日付より効力を発する。
- (2) その日より5年間有効である。
- (3) 協定の終了あるいは新しい協定覚書の差し替えがない限り、その後は自動更新となる。

本協定覚書は各当事者が6ヶ月前までに文書によって申し出ることによって終了することがある。その終了手続きによって本協定覚書が効力を失う場合であっても、実施要項の契約条項は、すでに合意に基づき実施されている事業の完了を保証するために、必要な範囲で効力を継続する。

本協定覚書は英文書で2部作成され、全て承認されたものである。本協定覚書に同意する証人として、適切な代理決定者がこの文書に署名する。

上記の全条文に同意し、各当事者は本同意書に2015年 月 日署名する。

サント・トマス大学
総長 ハーミニオ・V・ダゴホイ
2015年2月

比治山大学
学長 二宮 皓
2015年2月

学部長 ミシェル・アンソニー・C

学部長 大谷 哲朗

学務部副代表
教授 クレイタ・D・カリロ

国際交流委員長
教授 重迫 和美